



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 3 7 号 令和元年 1 2 月 1 3 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 7 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
5 7 6	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	同
5 7 7	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター
5 7 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
5 7 9	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
5 8 0	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
5 8 1	特定調達契約について一般競争入札に付する件	運輸政策課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 8	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 9	地方自治法の規定による県議会の解散の請求，知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
8 0	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
8 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9	徳島県警察官昇任候補者名簿の確定	
1 0	徳島県警察官昇任候補者名簿の失効	

徳島県告示第五百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設及び同号ロに規定する遠心分離機

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和元年十二月十三日から

令和二年一月九日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設及び同号ロに規定する遠心分離機並びに同表第四十七号ロに規定するろ過施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更並びに排水口の新設

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和元年十二月十三日から

令和二年一月九日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第五百七十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
株式会社服部ファーム	小松島市櫛渕町字間町四番地	小松島市大林町字立光地二一五番一ほか十筆	一一、七四〇・九七
同	同	同 立江町字野神一六一番ほか一筆	六、〇八六・〇〇
有限会社檜山農園	同 坂野町字細野一〇番地	同 大林町字中村九二番一	一、二一三・〇〇
坂東 義治	阿波市阿波町梅ノ東三五番地	阿波市阿波町早田二三七番一ほか一筆	一、一一二・〇〇
渡邊 功	吉野川市鴨島町牛島一〇八〇番地	同 土成町宮川内字古田一四一番一ほか一筆	二、二七一・〇〇
尾池 一	阿波市市場町香美字郷社ノ北二番地	同 市場町香美字郷社ノ北五番二ほか三筆	二、三八六・〇〇
山添 茂芳	同 大俣字行峯二九八番地一	同 上喜来字大門八九一番	八四四・〇〇
四宮 慎一郎	板野郡上板町西分字東ツメノ一五番地三	板野郡上板町上六條字北開一〇番三ほか十筆	一一、二一五・〇〇

二 認可年月日

令和元年十二月十三日

徳島県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十三日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市不動西町 飯尾川堰土地改良区	令和元年十二月二十八日

徳島県告示第五百七十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和元年十二月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好市西祖谷山村東山七三の三、西祖谷山村南山二〇六の二、二〇八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西祖谷山村東山七三の三・西祖谷山村南山二〇六の二・二〇八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百八十号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	三好市池田町馬路及び 三好市池田町白地	令和元年十一月十九日から 令和二年二月二十八日まで

徳島県告示第五百八十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 製造物品等の件名及び数量
港湾荷役機械リーチスタッカー 一式
- 2 製造物品等の特質等
仕様書による。
- 3 製造請負期間
契約締結日の翌日から令和四年一月三十一日まで
- 4 製造物品等の納入場所
徳島小松島港 赤石地区 岸壁 背後ふ頭用地

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 平成二十一年度からこの入札の公告日までに、日本国内において港湾荷役機械リーチスタッカーの納入実績のある者であること。
- 5 入札参加資格審査申請書の提出時において、製造会社から港湾荷役機械リーチスタッカーの販売権を得ている者であること。
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札説明書及び製造仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付場所並びに契約条項を示す場所等

- 1 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県土整備部運輸政策課管理担当（電話〇八八 六二一 二六五九）

2 入札説明書等の交付期間

令和元年十二月十三日（金曜日）から令和二年一月二十三日（木曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第二号）第一条第一項各号に

掲げる日をいう。)を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

四 入札参加手続

入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書及び3に掲げる入札参加資格確認資料を提出しなければならない。

1 提出期間

令和元年十二月十三日(金曜日)から令和二年一月二十三日(木曜日)午後五時まで(郵送により提出する場合には、同月二十三日までに必着のこと。)

2 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県土整備部運輸政策課管理担当

3 入札参加資格確認資料

(一) 入札参加資格確認票

(二) 港湾荷役機械リーチスタッカー納入実績

(三) 港湾荷役機械リーチスタッカー製造応札仕様等確認表

(四) 港湾荷役機械リーチスタッカーの製造会社との販売権が証明できる書類

4 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合には、書留郵便とし、封筒の表に件名並びに入札参加希望者の住所及び商号又は名称を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書すること。)

5 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者には、その旨を通知する。

五 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和二年一月三十日(木曜日)午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁八階八〇二会議室

(三) 入札書の提出方法

持参又は郵送(郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。)

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和二年一月二十九日(水曜日)午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県土整備部運輸政策課管理担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金
免除

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかつた入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、四によりこの公告及び入札説明書等に示した製造物品等を納入することができるものと認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

六 その他

1 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要するものとする。

2 その他の詳細は、入札説明書等による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

Reach Stacker 1 set

2 Time Limit of Tender

11:00 a.m on January 30, 2020

3 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Transportation Policy Division, Prefectural Land Management Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2659

徳島県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一、二、六七五人

徳島県選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

芝 山 日 出 高

一七二、二八九人

徳島県選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

選挙区名	数
徳島	七一、八三七人
鳴門	一六、四三五人
小松島・勝浦	一一、八四五人
阿南	二〇、五四四人
吉野川	一一、七四〇人
阿波	一〇、六六六人
美馬	一〇、九六二人
三好第一	七、六一一人
名西	八、八五六人
那賀	二、四八〇人
海部	五、九三八人
板野	二七、二六七人
三好第二	四、〇六六人

徳島県選挙管理委員会告示第八十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

一七二、二八九人

徳島県人事委員会告示第九号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり昇任候補者名簿を確定したので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県警察官昇任候補者名簿	昇任候補者名簿の名称	令和元年十二月五日	確定年月日	警部昇任試験 令和元年十月七日及び十一月十一日	昇任試験の名称 及び施行年月日	昇任候補者名簿に記載 されている昇任候補者数	二十名
---------------	------------	-----------	-------	----------------------------	--------------------	---------------------------	-----

徳島県人事委員会告示第十号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四九）第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の昇任候補者名簿は、令和元年十二月五日をもって失効させたので、同規則第六十一条第二項において準用する同規則第四十六条第二項の規定により公示する。

令和元年十二月十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

昇任候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官昇任候補者名簿	平成三十年十一月八日